

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款
新旧対照表

新	旧
第 1 条～第 3 条 （現行通り） （取引口座） 第 4 条（略） <u>4 お客様は、当社が別途認めた場合を除き、当社が提供するサービスを利用するにあたり 1 口座のみ保有することができるものとします。</u> <u>5 お客様において、当社が提供するサービスを利用するにあたり、複数の口座を保有し、又はその可能性がある場合には、当該口座の統合及びその前提となる調査確認等について、当社にご協力いただくものとします。</u> 第 5 条～第 14 条 （現行通り） 第 15 条（略） 2 お客様の当該口座以外の口座（FX 取引及び <u>SBI ビットコイン FX</u> 取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。 3～5（略）	第 1 条～第 3 条 （省略） （取引口座） 第 4 条 （追加） （追加） 第 5 条～第 14 条 （省略） 第 15 条 2 お客様の当該口座以外の口座（FX 取引及び暗号資産 CFD 取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

第 16 条（現行通り）

（取引の制限）

第 17 条（略）

⑧ お客様が複数の口座を保有していることが判明したとき

⑨ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき

第 18 条～第 37 条 （現行通り）

（2025年11月施行）

第 16 条（省略）

（取引の制限）

第 17 条

（追加）

⑧ その他、当社が本取引の継続が不適当であると判断したとき

第 18 条～第 37 条 （省略）

（2025年7月施行）